



島根県報

平成31年3月29日（金）

号外第49号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

(1) 平成31年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 次に掲げる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

ア 住宅宿泊事業法の規定により、住宅宿泊事業者に対し、業務の停止又は業務の廃止を命じ、及びその旨を通知すること。

イ 森林経営管理法の規定により、確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、及び意見書の提出の機会を付与し、又は確知所有者不同意森林及び所有者不明森林に係る裁定を行うこと。

ウ 水防法の規定により、洪水浸水想定区域を指定し、又は変更し、及びその旨を関係市町村の長へ通知すること。

(3) 島根県除雪機械運転資格取得支援事業の補助金の交付に関する事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第5関係）

(4) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第45号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) スポーツ振興監 組織規則第16条第3項に規定するスポーツ振興監をいう。

第15条第1項の表部長の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 当該事務を掌理するスポーツ振興監

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項第3号部長専決事項の欄の(1)中「第4条第2項」を「第7条第1項」に、「資料の提出を求める」を「違反行為の差止め等の必要な事項を命ずる」に改め、同欄の(2)中「第6条」を「第7条第2項」に、「違反行為を差し止めることその他必要な事項を命ずる」を「資料の提出を求める」に改め、同項第7号部長専決事項の欄を次のように改める。

(1) 法第7条第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(2) 法第8条第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、訪問販売に関する業務の停止を命ずること。

(3) 法第8条の2第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、訪問販売に関する業務を新たに開始することの禁止を命ずること。

(4) 法第14条第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(5) 法第15条第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、通信販売に関する業務の停止を命ずること。

(6) 法第15条の2第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、通信販売に関する業務を新たに開始する

ことの禁止を命ずること。

- (7) 法第22条第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (8) 法第23条第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、電話勧誘販売に関する業務の停止を命ずること。
- (9) 法第23条の2第1項の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、電話勧誘販売に関する業務を新たに開始することの禁止を命ずること。
- (10) 法第38条の規定により、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (11) 法第39条の規定により、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又は連鎖販売取引の停止を命ずること。
- (12) 法第39条の2の規定により、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、連鎖販売取引に係る業務を新たに開始することの禁止を命ずること。
- (13) 法第46条第1項の規定により、役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (14) 法第47条第1項の規定により、役務提供事業者又は販売業者に対し、特定継続的役務提供に関する業務の停止を命ずること。
- (15) 法第47条の2第1項の規定により、役務提供事業者又は販売業者に対し、特定継続的役務提供に関する業務を新たに開始することの禁止を命ずること。
- (16) 法第56条第1項の規定により、業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (17) 法第57条第1項の規定により、業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずること。
- (18) 法第57条の2第1項の規定により、業務提供誘引販売業を行う者に対し、業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始することの禁止を命ずること。
- (19) 法第58条の12第1項の規定により、購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (20) 法第58条の13第1項の規定により、購入業者に対し、訪問購入に関する業務の停止を命ずること。
- (21) 法第58条の13の2第1項の規定により、購入業者に対し、訪問購入に関する業務を新たに開始することの禁止を命ずること。

別表第2 環境生活部の表環境政策課の項第10号部長専決事項の欄の(4)中「第7条第5項」を「第7条第10項」に改める。

別表第2 健康福祉部の表地域福祉課の項中第4号を削り、同項第5号部長専決事項の欄の(1)中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改め、同号を同項第4号とし、同表高齢者福祉課の項に次の1号を加える。

3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）の施行に関する事務		(1) 法第7条第2号又は第3号の規定により、養成施設を指定すること。 (2) 法第40条第2項第1号から第3号まで又は第5号の規定により、養成施設を指定すること。 (3) 政令第7条の規定により、指定養成施設等の指定を取り消すこと。
---	--	---

別表第2 健康福祉部の表薬事衛生課の項に次の1号を加える。

23 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行に関する事務		(1) 法第16条第1項又は第2項の規定により、住宅宿泊事業者に対し、業務の停止又は住宅宿泊事業の廃止を命じ、及び同条第3項の規定により、その旨を通知す
----------------------------------	--	--

	ること。
--	------

別表第2 農林水産部の表農業経営課の項第4号部長専決事項の欄の(2)中「第43条第2項」を「第41条第2項」に改め、同欄の(4)中「第43条第3項」を「第41条第3項」に改め、同表森林整備課の項第1号部長専決事項の欄中(4)から(6)までを削り、(7)を(4)とし、(8)から(17)までを(5)から(14)までとし、同項に次の1号を加える。

5 森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行に関する事務		(1) 法第18条第1項の規定により、確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、意見書の提出の機会を付与すること。 (2) 法第19条第1項の規定により、確知所有者不同意森林に係る裁定をすること。 (3) 法第27条第1項の規定により、所有者不明森林に係る裁定をすること。
---------------------------------	--	--

別表第2 農林水産部の表水産課の項第9号部長専決事項の欄の(1)及び(2)中「第86条第3項、」を削り、同欄の(3)中「第86条第4項及び」を削り、同欄の(4)中「第86条第4項、」を削る。

別表第2 土木部の表道路建設課の項第1号知事決裁事項の欄の(1)中「第50条第5項」を「第50条第7項」に改め、同表河川課の項第3号部長専決事項の欄中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法第14条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により洪水浸水想定区域を指定し、又は変更し、及び同条第3項の規定によりその旨を関係市町村の長に通知すること。

別表第2 土木部の表建築住宅課の項第3号部長専決事項の欄の(3)中「第6条の2第12項」を「第6条の2第7項」に改め、同欄の(14)中「第18条第14項」を「第18条第25項」に、「採る」を「とる」に改め、同欄の(29)中「第77条の35の6第2項」を「第77条の35の7第2項」に改め、同欄の(30)中「第77条の35の7第4項」を「第77条の35の9第4項」に改め、同欄の(31)中「第77条の35の9第1項」を「第77条の35の12第1項」に改め、同欄の(32)中「第77条の35の9第3項」を「第77条の35の12第3項」に改め、同欄の(33)中「第77条の35の11」を「第77条の35の16第1項」に改め、同欄の(34)中「第77条の35の13第1項」を「第77条の35の18第1項」に改め、同欄の(35)中「第77条の35の14第1項」を「第77条の35の19第1項」に改め、同欄の(36)中「第77条の35の14第2項」を「第77条の35の19第2項」に改める。

別表第5 支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「島根県地域商業等支援事業」の次に、「島根県事業承継新事業活動等支援事業」を加え、同項第4号地方機関の長専決事項の欄の(4)中「第46条第1項」を「第58条第1項」に改め、同欄の(5)中「第46条第4項」を「第58条第5項」に改め、同欄の(6)中「第47条第1項」を「第59条第1項」に改め、同表支庁及び農林振興センターの項第8号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第8条第1項」を「第17条第1項」に改め、同欄の(2)中「第13条第1項及び第3項」を「第29条第1項又は第3項」に改め、同項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同表病虫害防除所の項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第13条第1項又は第3項」を「第29条第1項又は第3項」に改め、同表支庁及び水産事務所の項第8号地方機関の長専決事項の欄の(3)中「第86条第2項及び」を削り、同表支庁及び県土整備事務所の項中第18号及び第19号を削り、第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号地方機関の長専決事項の欄の(16)中「仮設興行場、博覧会場その他これに類する仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 島根県除雪機械運転資格取得支援事業に関する事務	(1) 補助金の交付に関する事務を行うこと。
---------------------------	------------------------

別表第5 支庁及び県土整備事務所の項中第20号を第19号とし、第21号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。